

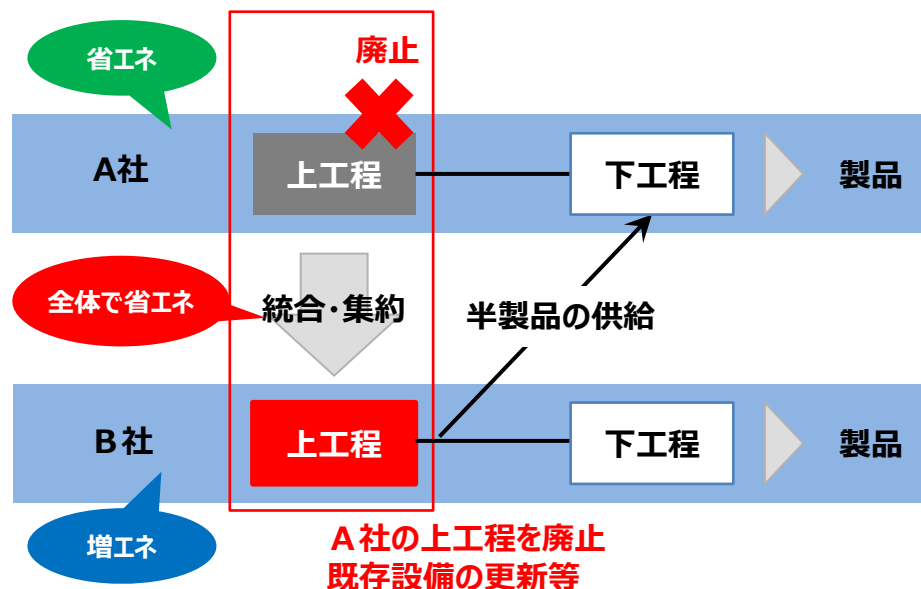
複数事業者の連携に関する論点整理

資料 1

- 製造業のエネルギー消費効率の改善は足下で停滞。省エネ手段の多様化による省エネの後押しが不可欠。
※省エネ法の特定事業者（約12,500）の約3割は、改善率が年1%以下又は悪化。
- 連携省エネは、①事業者単体の省エネより高い効果が期待され、②停滞事業者に新たな省エネ手段を提供。
- 業界内やサプライチェーン・グループ単位で連携した省エネを後押しする施策の検討が必要。

（例 1）工程の一部集約による省エネ

- 製造工程を切り出した A 社は省エネとなっているが、集約先の B 社は増エネとなり、複数事業者で連携して実現した省エネが適切に反映されない。



（例 2）エネルギー管理の一体化による省エネ

- グループ全体で一体的にエネルギー管理を実施しているにもかかわらず、C～F 各社に定期報告やエネルギー管理統括者の配置等の省エネ法の義務が課せられており、実態に合っていない。
- F 社は増エネのため、定期報告ではマイナス評価となり、グループ全体で実現した省エネが適切に反映されない。

